

『旬』な情報を分かりやすくご提供して参ります。

皆様には、平素格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当事務所では、より充実したサービスをお客様へ行うために、今号より毎月、税制改正やお客様の事業・生活に直結した「税」に纏わるトピックスをこの「税務トピックス」を通して、分かりやすくご提供してまいります。ぜひ、ご活用いただければと思います。

また、本誌の内容をより充実させるために、皆様の忌憚のないご要望・ご意見等がございましたら、担当者にお申し付けいただければ幸いです。

税理士 佐々木 英子

平成25年1月分より源泉徴収税額が変わります。

平成23年に発生した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保の一環として、平成25年から平成49年までの25年間、従来の所得税に「復興特別所得税」が上乘せされます。

これに伴い、平成25年分の「源泉徴収税額表」から税額に変更が生じます。**平成25年1月1日以降に支給する給与においては、給与総支給額に変更がなくとも、源泉徴収税額には変更があります**ので注意が必要です。

(参考)源泉徴収税額の変更

Case. サラリーマンの家庭

<家族構成>

夫 (社保控除後支給額:250,000円)
妻 (専業主婦) } 扶養家族~2人
娘 (20歳)
息子 (12歳)



<源泉徴収税額>

平成24年12月まで 3,230円
平成25年1月以降 **3,300円**

徴収税額の間違ひにはご注意を!

【平成24年分源泉徴収税額表(一部抜粋)】

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数				
		0人	1人	2人	3人	...
以上	未満	税額				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
245,000	248,000	6,290	4,710	3,130	1,540	...
248,000	251,000	6,400	4,820	3,230	1,650	...
251,000	254,000	6,500	4,920	3,340	1,750	...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

【平成25年分源泉徴収税額表(一部抜粋)】

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数				
		0人	1人	2人	3人	...
以上	未満	税額				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	...
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	...
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

今回は、給与所得者に対する源泉徴収税額の変更をお伝えいたしましたが、税理士報酬や弁護士報酬に対する源泉徴収税額も平成25年1月以降支払い分より変更されます。

これまでは、一定条件のもと、報酬額(税抜)の10%が源泉徴収税額でしたが、この10%が10.21%となります。つまり、5万円の報酬に対して、これまでは源泉徴収税額5,000円だったのが、5,105円に変わります。

実際の源泉徴収税額は、報酬請求書等に記載されておりますので、ご注意ください。